

平成19年12定建設常任委員会

佐々木委員

10月に平塚のスーパーで、小学生の児童がエスカレーターの保護板に挟まれるという事故が発生しまして、それに関連して11月にも、当常任委員会で、建築基準法による定期報告制度について質疑しましたけれども、改めてその内容につきまして、定期報告の状況及び県の対応、取組について何点かお伺いいたします。

まず、この定期報告制度は、建築基準法第12条第1項で建築物について、第3項で建築設備と昇降機について、以上三つの報告が定められていると思いますけれども、この法律ではどのような条文になっているか、まず正確な条文の文言を教えてください。

建築指導課長

まず、建築基準法第12条第1項でございますが、「第6条第1項第1号に掲げる建築物その他政令で定める建築物で特定行政庁が指定するものの所有者は、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者にその状況の調査をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。」と規定されております。

次に、第12条第3項の方でございますが、「昇降機及び第6条第1項第1号に掲げる建築物その他第1項の政令で定める建築物の昇降機以外の建築設備で特定行政庁が指定するものの所有者は、当該建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者にその状況の検査をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。」と規定されております。

佐々木委員

今の法律の規定から考えますと、その対象物については100%の報告義務があるということでしょうか。

建築指導課長

法律、あるいは県の規則で建物あるいは設備等について規定してございますが、その所有者若しくは管理者については100%の報告義務があるということでございます。

佐々木委員

建築物等については、どのような用途、規模の建築物が対象となるのか、また、建築設備についても、どのようなものが対象となるのか具体的に教えてください。

さらに、昇降機等にはエスカレーターも含まれるわけですが、これについてもどのようなものが含まれるのか具体的に教えてください。

建築指導課長

定期報告の対象は、神奈川県建築基準法施行細則で知事が指定しております。

それによりますと、建築物につきましては、不特定多数の人が利用する一定規模以上の建築物で、具体的には、当該用途に供する部分の床面積 100 平方メートルを超える劇場、映画館、演芸場、同じく床面積 500 平方メートルを超える百貨店、物品販売店、2 階以上で床面積 300 平方メートルを超えるホテル、旅館、福祉施設、病院、それから地階または 3 階以上にあります床面積 100 平方メートルを超えるキャバレー、バー、遊戯場、飲食店、物品販売業を営む店舗などでございます。

建築設備につきましては、同じく神奈川県建築基準法施行細則で規定されており、具体的には機械換気設備及び中央管理方式等の空気調和設備であって、床面積 500 平方メートルを超える劇場、映画館、福祉施設、病院、キャバレー、バー、遊戯場、飲食店、物品販売業を営む店舗に設置されたもの及び床面積 3,000 平方メートルを超える百貨店、物品販売店に設置されたものでございます。

排煙機を設けた排煙設備及び非常用照明設備につきましては、床面積 500 平方メートルを超える劇場、映画館、演芸場、百貨店、物品販売店、ホテル、旅館、福祉施設、病院、キャバレー、バー、遊技場、飲食店、物品販売業を営む店舗に設置されたものなどでございます。

昇降機等につきましては、エレベーターやエスカレーター、小荷物専用昇降機いわゆるダムウェーターでございしますが、これらで建築物に設置されたもの。

乗用エレベーター及びエスカレーターで観光のためのもの。ウォーターシュート、コースターなどの高架の遊戯施設、メリーゴーランド、観覧車、飛行塔などの回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するものなどでございます。

佐々木委員

今お話しいただきました報告対象物全体で、本県内に何件あるのか伺います。

建築指導課長

平成 18 年度の件数でお答えしますと、建築物は 4,780 件、うち県所管区域は 1,129 件、建築設備は 5,606 件、うち県所管区域は 1,041 件、昇降機等は 5 万 4,943 件、うち県所管区域は 4,409 件となっております。

佐々木委員

それでは、過去 5 年間で、報告義務がある 3 種類の施設について、実際に報告が提出された割合はどのくらいか伺います。

建築指導課長

平成 14 年度から平成 18 年度の数字でお答えいたします。まず、県所管区域についてでございますが、建築物、建築設備、昇降機等を合計しますと、平成 14 年度で 6,186 の施設がございました。そのうち、報告があったのは 5,521 施設で、報告率は 84.4% でございます。続いて、平成 15 年度でございますが、対象件数は 6,114 施設、報告件数が 5,092 件、報告率が 83.3%。続いて平成 16 年度でございますが、対象件数が 6,373

施設、報告件数が5,231件、報告率が82.1%です。平成17年度につきましては、6,514の施設に対しまして、報告が5,055件、報告率は77.6%です。平成18年度につきましては、合計で申し上げますと、対象件数が6,579件、報告件数が5,725件、報告率は87%でございます。

県全体で申し上げますと、これは12特定行政庁を含めた分でございますが、平成14年度の対象件数が建築物、建築設備、昇降機を含めまして、5万6,435施設、報告件数が5万1,645件、報告率が94.5%、平成15年度につきましては、対象件数5万8,552施設、報告件数5万5,331件、報告率91.5%。平成16年度は6万1,392施設、報告件数が5万3,622件、報告率が87.3%。平成17年度が対象件数が6万3,270施設、報告件数が5万8,097件、報告率は91.8%。平成18年度につきましては、対象件数が6万5,329施設、報告件数が6万1,347件、報告率は93.9%となっております。

佐々木委員

ざっと報告件数と対象件数をお話いただきました。委員の皆様方が今挙げられた数字をすべて記憶しておられるわけではないと思いますので、簡単にまとめてお伺いいたしますけれども、まず、この法律により100%報告しなければならない報告書が、なぜ提出されない場合があるのか、それをお伺いします。また、今課長からお話のあった数字については、特定行政庁を含めた県全体の報告率よりも、県所管施設の報告率の方が高いのか低いのかを教えてください。

建築指導課長

まず、全県と県所管施設の比較を先に御報告しますと、全県の報告率が県所管区域の報告率を約9～10%程度上回っております。報告が提出されない場合があるのはなぜかというお尋ねですが、定期報告制度については、事業者の方が自己の責任におきまして、主体的に報告するものでございますが、事業者において制度の趣旨をよく御理解いただけていないということがございます。それから、行政側としましては、定期報告制度に関するPRとか、普及啓発がまだ不十分なのではないかと考えております。

佐々木委員

県所管施設とそれ以外の特定行政庁が所管する施設で報告率に差があるのはどうしてですか。

建築指導課長

県所管施設とそれ以外の特定行政庁が所管する施設との差ですが、県は特定行政庁を除く地方部を所管しておりまして、小規模の建物が多くございます。例えば、宿泊施設につきましても、小規模の民宿とか保養所が数多くあり、定期報告をなかなか出していない施設もあります。そのような状況が、報告率に反映しているのではないかと考えております。

佐々木委員

今の御発言ですと、小規模の宿泊施設など、定期報告制度について理解がないケースが多いというお話でしたけれども、制度への理解が不足しているのは、業者に責任があるのか、あるいは今課長がおっしゃったように、普及啓発活動が不十分なのか。

先ほど5年間の報告率を教えてくださいましたけれども、全然改善されていないように思います。もし普及啓発活動が十分になされているのであれば、年度ごとに報告率が良くなってきてもいいのではないかと思うのですが、改善が見られないということは、この普及啓発活動が全然なされていないのではないかと思います。いかがですか。

建築指導課長

対象建築物の所有者等につきましては、報告がない時点で、県の方から督促状を出しております。これによりまして、定期報告をしなければいけないという点についての御理解は一応いただいていると思います。

ただ、督促しても、報告を提出していただけていないということは、定期報告制度の重要性につきましては、深く御理解をいただけていないのではないかと考えます。

あと考えられますのは、定期報告制度は先ほど申しましたとおり、一級建築士又は二級建築士、あるいは有資格者による調査が必要になりまして、調査費用については事業者自身に負担をしていただいております。このような費用負担の面も提出率に影響していることが考えられます。

佐々木委員

法律で報告が義務付けられているわけですから、県の所管する施設の報告率と、県全体の施設の報告率に10%くらい開きがあって、県所管施設の報告率の方が低いというのは、大きな問題だと私は思います。小規模な市町の施設だから仕方がないということで片付けられるような問題ではないのではないかと思います。

なぜかといいますと、12 特定行政庁も(財)神奈川県建築安全協会のチェックシステムを使ってチェックをしているわけです。(財)神奈川県建築安全協会については、県の出先機関のような成り立ちをしたわけです。本来は、県が行うべき業務を委託して実施してもらっており、その(財)神奈川県建築安全協会のチェックシステムを使って、特定行政庁はチェックをしているわけです。

私は、報告書の提出率において、県所管施設の数字が県全体の数字を上回っていただければいけないのではないかと思います。12 特定行政庁のリーダーシップをとって、報告率が上回るような仕事をしなければいけないのではないかと思います。

今御答弁にありましたが、県所管施設は県全体の施設の約10分の1ということでした。県全体が6万5,000施設で、神奈川県在所管というところが6,500施設ぐらいだから、ちょうど10分の1くらいになります。県全体の10分の1の施設について、先ほどの報告率の差10%を解消できるように、頑張って報告率を上げていくような努力をしてはじめて、12 特定行政庁に対して県としての存在感を示すことができ、指導性も発揮できるのではないかと思います。

それが、現状では、県所管施設の数字が10%程度、県全体の数字より低いということは、県は事業者に対する指導ができないのではないかと思います。ということにもなってしまいますので、そのようなことも考えて、普及啓発活動にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

そこで、過去から現在に至るまでどのような普及啓発活動をしてきたのか、具体的に教えてください。

建築指導課長

まず、報告を提出しない事業者へ督促状を出すということを一番最初にしておりますけれども、督促を出してもなかなか報告を出してこない所有者につきましては、定期報告制度の重要性をPRするチラシやパンフレットを同封させていただきまして、それによって報告制度の重要性につきまして、普及啓発を図ってまいりたいと考えております。

また、定期報告の対象となる施設のうち、重要なもの、例えば旅館とか病院とか、不特定多数の方が御利用される施設につきましては、毎年防災査察を実施しております、消防と連携しまして、毎年20件ほど立入調査を行って、指導をさせていただいている状況でございます。

佐々木委員

定期報告を怠った場合、法律的にはどのような罰則があるのでしょうか。

建築指導課長

建築基準法第101条に、定期報告に関する罰則がございます。定期報告をしない場合には、100万円以下の罰金を徴収するというものでございます。

佐々木委員

今、建築物、建築設備、昇降機のそれぞれの報告率について説明を受けましたけれども、例えば、建築物については、平成18年度ですと62%の報告率で、38%については定期報告が出ていないわけです。報告を提出している方は一生懸命まじめにやっているし、提出していない人は平気であるという状態です。

100万円以下の罰金を規定した建築基準法の罰則規定が適用された事例があるかどうか教えてください。

建築指導課長

今まで、罰則規定が適用された事例はございません。

佐々木委員

そうだとすれば、報告しない人の方が得のようなことになってしまいますよね。一生懸命報告した人が報われなと思います。

一番大事なのは県民の安全ですから、確実に報告を提出させないといけないのではないのでしょうか。中には、隔年で報告を提出するとか、本来の報告義務を果たしていない所有者もいるのかもしれないけれども、いつ定期報告を提出するかというのは、県や特定行政庁と所有者との間で決まっているはずですから、それをしっかりと守ってもらわなければいけない。

報告対象となる施設の数については、毎年ほとんど変わりませんが、報告件数にはばら

つきがあります。そういう意味では、軽く見られているのではないかと思うわけです。ですから、そういう意味では普及啓発をしっかりとしないと、県民の安全が守れないと思います。

報告書を提出していないケースのうち、最長では何年くらい提出していないケースがあるのでしょうか。

建築指導課長

その件に関する情報の持ち合わせはございませんが、例えば飲食店等も定期報告の対象としました関係で、初めから提出していないという方もいらっしゃるかもしれません。

佐々木委員

この定期報告制度については、県民の安全を守る上で非常に大事な役割を果たす制度だと私は思っておりますので、報告が提出されていない建築物の所有者に対しましては、県からより一層の厳しい指導をしていただいて、県民の安全を守っていただきたいと思っております。

もちろん、所有者、事業者が自発的に報告を提出しなければならないのですけれども、県はその提出をしっかりと指導していく立場でありますので、報告がない場合は所有者がいけないということで終わる話ではないと思っております。今後も取組をしっかりとさせていただきようお願ひしたいと思っております。

次は、今後の都市河川対策についてお伺いをします。

本会議の代表質問でも、我が会派の議員から、先の台風9号による被害などを踏まえて、総合的な豪雨対策指針を策定すべきだという、都市河川対策の取組についての質問があったところでございます。

知事からは境川、引地川水系については、特定都市河川浸水被害対策法に基づく、流域水害対策計画を下水道管理者などと共同で策定して、積極的に浸水被害対策に取り組んでいくとの答弁をいただきました。

また、都市河川重点整備計画、いわゆる「かながわSafetyリバー50」を見直すとともに、下水道整備や雨水の流出を抑制する流域対策と、減災のためのソフト対策を加えた総合的な計画として改定したいということでしたけれども、今後の都市河川対策の取組について何点かまずお伺ひしたいと思っております。

私の地元の相模原市でも、相模川のような大河川、また境川のような中小河川まで多くの河川がありますけれども、これらの河川整備の整備水準の基本的な考え方について、まず最初にお伺ひします。

河川課長

本県におきましては、お話のありました相模川や、あるいは西の酒匂川のような大河川につきましては、一度あふれると大きな被害が出ると想定されることから、100年から150年に一度発生する確率の規模の大雨にも対応できるように整備を進めているところでございます。

一方、境川のような主に都市部を流れます中小の河川でございますが、当面の整備といたしましては、全国的な整備水準でございますおおむね1時間当たり50ミリメートル

ルの降雨、これは横浜における発生確率にいたしますと、5年から10年に1度発生する規模の降雨と考えておりますが、これに対応できるような整備を進めております。

しかしながら、中小河川のうち特に過去に甚大な被害を受けました横浜駅付近を流れます帷子川ですとか、横須賀の平作川などにおきましては、再度の災害防止の観点から、他の中小河川より整備水準を高めまして、おおむね70ミリメートル、あるいは80ミリメートルの降雨に対応できるような整備を進めているところでございます。

佐々木委員

昭和54年度から河川管理者の河川整備と下水道管理者とが行う流域対策とが一体となった総合治水対策を進めていると聞いておりますけれども、その具体的な内容についてお伺いします。

河川課長

本県におきまして、鶴見川、境川、引地川、目久尻川の4河川において進めている対策でございますが、昭和30年代前半から流域が急激に都市化されまして、洪水の流出量が増大をいたしました。常に水害の危険におびやかされているような状況になってございますが、早急に治水安全度を向上させることは難しいということになったわけでございます。

このため、流域の市町と河川管理者などの関係機関によりまして、流域総合治水対策協議会を設置いたしまして、総合的な治水対策を進める合意の下に、流域整備計画を策定いたしました。この目的といたしましては、治水施設の整備を進めるとともに、流域が従来から有しております、雨水を一時的に貯留したり、地下に浸透させる機能の維持、増大を図ろうというものでございます。

具体的には、河道改修、遊水地などの河川整備、あるいは下水道整備を進めるとともに、流域の対策といたしましては、宅地開発に伴う防災調整池の設置、あるいは学校、公園などの公共施設を利用した貯留浸透施設の設置、あるいは住宅などにおける浸透ますの設置など幅広いものとなっております。

佐々木委員

その長年にわたり行ってきた総合治水対策の取組と、平成16年度に施行されました特定都市河川浸水被害対策法の違いについてお聞きします。

河川課長

まず、法律制定の背景でございますが、近年の局地的な豪雨によりまして、浸水被害が各地で頻発している状況でございます。特に平成11年、平成15年の福岡県の水害、平成12年の東海水害におきましては、都市機能の麻痺、あるいは地下街の浸水等大きな被害をもたらしたところでございます。

また、別の観点でございますが、一部の地域におきましては、宅地開発により設置されました防災調整池が埋め立てられてしまったという問題も生じているところでございまして、これらを契機にできた法律でございます。

従来の取組との違いでございますが、これまでの総合治水対策の取組は、沿川の市町村との合意事項に基づいて進めていたわけでございますが、これは、法的に根拠を有する

ものではなく、宅地開発指導要綱などに基づいて、宅地開発の調整池の設置指導を行うなど、任意に取り組んでいただいたわけでございます。各自治体の取組に対しては、拘束力が若干少なかったと思っております。

従前の制度では十分に対応できなかった点を、この法律によって措置することによりまして、河川、下水道、流域対策が一体となった施策が展開できると思っております。

佐々木委員

次に、河川整備に流域対策とソフト対策を加えた3本柱の総合的な計画を策定するということでありますけれども、現在の「かながわS a f e t yリバー50」の見直しに当たっては、どのような方向性を考えているのかお伺いします。

河川課長

「かながわS a f e t yリバー50」の見直しの方向性でございますが、一方では平成22年度までに整備を完了する河川がございまして、他方では、河川改修事業費の減少により、予定の整備が完了しない河川があるという状況でございます。このようなことから対象河川、あるいは施設の見直し、計画期間の延伸を考えております。

具体的には、現計画に位置付けられております鶴見川の恩廻公園調節池など、既に整備の完了した河川、施設を計画から外し、あるいは一方で、鶴見川水系におきましては、平成19年3月に鶴見川河川整備計画に位置付けられますが、上流の矢上川調節池など、あるいは柏尾川におきましては、平成16年、台風22号で大きな浸水被害が発生いたしましたので、新たな遊水地計画などを位置付けてまいりたいと考えております。

佐々木委員

流域対策については、具体的にどのようなものを考えているのかお聞きします。

河川課長

具体的なものを申し上げますと、下水道管理者との連携といたしまして、下水道管理者に貯留管を設置していただくなどの整備、あるいは先ほども申しましたが、学校、公園等の公共施設を利用した貯留浸透施設の設置、あるいは開発に伴う調整池、各戸の浸透ますの設置、あるいは雨水を一時的に貯留浸透させる天然の優れた機能、いわゆる緑地関係でございますが、その保全について位置付けてまいりたいと考えているところでございます。

佐々木委員

最後に、ソフト対策について、具体的にどのようなものを考えているのか教えてください。

河川課長

既にやっているものも若干ございますが、神奈川県では雨量、あるいは河川水位のテレメータ観測を整備しておりまして、平成15年度からは雨量、河川水位の速報値を県のホームページで公開をいたしているところでございます。

二つ目といたしましては、平成17年の水防法の改定によりまして、浸水想定区域及

び市町村の策定いたします洪水ハザードマップ、これの作成が義務付けられています。この関係から、関係市町村との連携によりまして、浸水想定区域の情報も平成 18 年度から公開をいたしてございまして、洪水ハザードマップにつきましては、平成 20 年度までに作成する予定といたしてございまして。

また、近年の変化でございまして、高齢者などの要援護者関係施設、あるいは地下街への洪水予報の伝達方法が問題となっております、これらも計画に位置付けたいと思っております。

さらに、平成 20 年度からは、河川に監視カメラを設置しまして、リアルタイムの映像もホームページで提供し、減災に努めてまいりたいと考えております。

佐々木委員

河川整備につきましては、長期的な整備が必要で時間もかかるし、お金も膨大にかかると思われますので、河川管理者だけでなく、流域対策と一体となった取組が大事だと思っております。今後も減災の観点からのソフト対策についても、普及啓発をしていただきたいと思っておりますし、流域の市町村、それから住民一人一人にも浸水対策の意識を高めたいような取組をお願いしたいと思います。

続きまして、葉山島に不法投棄された土砂の安全性に係る調査についてお伺いいたします。

相模原市城山町葉山島に不法投棄された土砂について、先月 30 日に、県から土砂の安定性にかかる調査結果について記者発表がされましたけれども、さがみ縦貫道路が計画されている場所でもありますので、その開通に支障を来たすのではないかと心配しております。

そこで、県が実施した土砂の安定性に係る調査と今後の取組について、幾つかお伺いしたいと思います。

まず、不法投棄された土砂については、県、相模原市、林野庁東京神奈川森林管理署、国土交通省総武国道事務所の関係 4 機関が、その対応を検討するための調査を進めてきたと聞いておりますけれども、どのような調査を実施してきたのか、それから、今回の調査内容について、併せてお伺いします。

県土整備部参事（国道調整担当）

葉山島地区に不法投棄されました大量の土砂への対応を検討する上で、土砂の現状を把握する必要がありましたので、平成 18 年 11 月から平成 19 年 3 月にかけて、さがみ縦貫道路の事業者であります国土交通省総武国道事務所が実地調査を実施しております。この地質調査のデータを基に、今年 7 月から県が土砂の安定性に係る調査を学識経験者からの御意見をいただきながら実施したところでございます。

調査の内容でございまして、不法投棄された土砂によって形成された盛土斜面の崩壊についての安定性につきまして、地質調査のデータを基に、盛土を構成する地質区分や土の力学的特性を整理した上で、平常時と地震発生時を想定して行いました。

この結果でございまして、すべての斜面は平常時において安定してございました。

また、地震時についてでございまして、県道 511 号側と不法投棄土砂により下倉沢がせき止められたことによりできましたため池がございまして、このため池側の盛土斜面については、震度 5 弱程度の中規模地震時でも、斜面は安定しているといった結果が出ております。

佐々木委員

中規模地震でも安定しているということでありませけれども、盛土の斜面は、大雨が降った場合でも安定性に問題はないのか伺います。

県土整備部参事（国道調整担当）

大雨が盛土の安定性に与える影響につきましては、降雨により盛土内の地下水位が上昇して、土砂の水分が多くなることで、斜面が不安定な状態に移行していくということが考えられます。そのため、盛土内の地下水位につきましては、平成9年度に2箇所、平成18年度の相武国道事務所による調査で6箇所の計8箇所に水位計を設置しまして、継続的に地下水位の観測を実施しております。

これまで観測した結果では、地下水位の変動幅は、観測地点によって異なりますが、今年の7月14日から15日にかけて台風4号の際に、連続雨量で約200ミリメートルの降雨量によりまして、観測地点の一つで最大10メートル水位が上昇したという観測結果が得られております。

斜面の安定性の検討におきましては、土砂の安定性にとって最も不利な条件になるこれまでの観測での最高水位を用いて、安定性の計算をしておりますが、そういった状況においても、斜面の安定性には問題がないという結果が出ております。

佐々木委員

その調査結果を受けて総武国道事務所が、さがみ縦貫道路の概略構造の検討に入ることでありませけれども、道路の概略構造はいつごろ決まるのか、また、平成24年度の開通予定に遅れは生じないのか伺います。

県土整備部参事（国道調整担当）

総武国道事務所は、先日、記者発表いたしました結果を踏まえまして、概略構造の検討に入りまして、概略構造を1月中には取りまとめる予定であると聞いております。また、ここで、概略構造の検討に着手できましたことから、平成24年度の開通に遅れることなく事業が進められていくものと考えております。

佐々木委員

葉山島に不法投棄された土砂への対応について、現在残っている課題と、また、その解決に向けて、今後どのように取り組んでいくのか伺います。

県土整備部参事（国道調整担当）

当地区では、さがみ縦貫道路の構造検討のほか、土砂の不法投棄によって損なわれた国有水路や森林などの機能回復に向けた検討を進めていく必要がございます。国有水路につきましては、土砂の不法投棄によって国有水路である下倉沢が埋没し、不法投棄の行為者が地中に埋設した仮設排水路があるものの、恒久的な維持管理には適していないため、安全確保の観点から水路の機能回復を行う必要がございます。このため、県としましては、さがみ縦貫道路の概略構造の検討に合わせて、水路の機能管理者であります相模原市とも調整を図りながら、水路の概略構造の検討を進めていくこととしております。

さらに、さがみ縦貫道路や水路の構造が確定した後、これらの施設以外の森林区域や自然環境保全地域については、機能の回復に向けた検討を進めていく必要があると考えております。

今後、国有水路や森林等の機能回復につきましては、法的課題の整理も含めまして、引き続き関係機関と連携して検討を進めてまいりたいと考えております。

佐々木委員

今、御説明がありましたように、県土整備部だけではなくて、環境農政部にも関連してくるということから、他部局との調整、それから連携も深めていただきたいと思います。特に、地元説明会の開催など、地元対応についてどのように考えていらっしゃるか伺います。

県土整備部参事（国道調整担当）

葉山島地区でございますが、今後さがみ縦貫道路や国有水路の具体の構造検討を始めまして、道路や水路の構造を踏まえた森林区域や生産緑地の見直しなど土砂の不法投棄によって損なわれた機能の回復に向けた検討を順次進めていくということでございます。

県といたしましては、当地区におきますさがみ縦貫道路の構造や水路や森林などの機能回復に向けた取組については、地域の方々にきちんと御説明し、御理解をいただく必要があると認識しております。地元説明会など地元の方々への周知につきましては、こうした検討を進めていく中で、どのようなタイミングで実施するのがいいか、地元相模原市をはじめ関係機関とも調整してまいりたいと考えております。

佐々木委員

今回の調査結果を受けまして、さがみ縦貫道路の整備が、目標の平成 24 年度開通に向け、着実に進んでいるというお話もありますので安心しているところでございます。今後、さがみ縦貫道路の構造をはじめ、今お話がありましたように、水路とか森林機能の回復など、当地区の土地利用方針の決定に向けて検討が進められていくということであり、特に地元対応を、県として、しっかりとやっていただくことを最後にお願ひいたしまして、私の質疑を終わりにしたいと思います。